

発熱外来認定制度（奈良県独自制度）

発熱患者を診察する一般の医療機関を「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として県が認定（奈良県独自）

◆ 県の認定により、医療機関は独自の判断でPCR検査や抗原検査を取り扱うことが可能となる（検査料や判断料の**診療報酬が請求可能**）

認定基準	① 発熱患者の診察と感染リスクのある方への検査実施 ② 適切な感染対策 ・疑い例とその他の患者とが可能な限り接触しない動線の確保 ・検体採取時に求められる個人防護具（PPE）に関する知識とその準備（着衣・脱衣場所の設定含む） ③ 必要な検査体制の確保 ・検査の準備、検体の採取から提出までの検査手順の確立 ・検査方法に応じた適切な診療報酬の請求 ④ 検査件数及び結果の報告 ⑤ 医療機関のホームページ等での公表
診察形態	医療機関の屋内や屋外その他、在宅（居宅）、介護保険施設や社会福祉施設など
本制度に基づき認定した医療機関は、奈良県でも情報提供	

※奈良県独自の本制度については、令和2年5月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について」に基づく。

発熱外来認定医療機関の位置付け

医療機関の種別	帰国者・接触者外来			発熱外来認定医療機関
	新型コロナ感染症外来	ドライブスルー	発熱外来クリニック	
運営方法等	・帰国者・接触者相談センターや保健所等からの受診調整により、受診可能 ・医療機関名や所在地、電話番号は原則、一般に公表しない		・市町村や医師会、医療機関が運営 ・相談センターからの受診調整のほか、診療所から直接受診予約が可能(所在地、電話番号は原則、一般に公表しない)	・医療機関(診療所含む)が診察または検査 ・医療機関名や所在地、電話番号を一般に公表し、直接に受診予約可能 ・実施形態に応じた適切な感染対策や必要な検査体制が確保されていること等が要件
形態	屋内(診療室)	屋外(ドライブスルー)	屋内又は屋外(プレハブ・テント、ドライブスルー)	医療機関の屋内や屋外、在宅(居宅)、介護保険施設や社会福祉施設等の施設
概要	・新型コロナウイルス感染が疑われる者の診察・検査を行う	・軽症や無症状の者に対して、検査に特化した外来診察を行う	・発熱などの症状のある者の診察を行い、医師が必要と判断すれば検査	・発熱などの症状のある者の診察を行い、医師が必要と判断すれば検査
診察内容(例)	・問診 ・診察 ・採血 ・レントゲン ・処方	・問診 ・血中酸素濃度測定 ・PCR検査	それぞれの形態に応じた内容	それぞれの形態に応じた内容